

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際緑化推進センター（以下、「センター」という。）定款第18条及び第36条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターに常時勤務する者、又は評議員会及び理事会がその勤務形態からこれと等しく取扱うことを決定した者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、役員報酬及び役員退任慰労金（死亡による退任を含む。以下、同じ。）並びに役員及び評議員が受けるその他の財産上の権利をいう。
- (5) 費用とは、役員及び評議員の職務執行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には別表の常勤役員俸給表に基づき月例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員は無報酬とする。ただし、理事長が非常勤の場合には、500千円の報酬年額を支給する。
- 4 役員には役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の月例報酬の支給日、支給方法等については、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。
- 6 役員報酬の計算においては、千円未満の端数は切り上げる。
- 7 常勤役員に就任した時は、その日から新たに定められた月例報酬を支給する。また役員を退任した時（死亡を含む）はその日までの月例報酬を支給する。
- 8 常勤役員の退職に当たっては、その在任期間に応じ第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(月例役員報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の方々の月例役員報酬額は、別表の常勤役員俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の金額は、別表の月例役員報酬額に次の支給率を乗じた金額とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。

3 月例役員報酬額は、役員在任各年の月例役員報酬額とする。

4 支給率は次の各号のとおりとする。

(1) 在任期間が5年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 在任期間が6年から10年の期間については、1年につき100分の110

(3) 在任期間が11年から15年の期間については、1年につき100分の120

(4) 在任期間が16年から20年の期間については、1年につき100分の130

5 役員が任期満了後引き続き再任された時は、在任期間を通算する。

(費用)

第6条 本センターは、役員及び評議員の職務遂行に伴う費用について、次の各号に定めるところにより支払うことができる。

(1) 役員及び評議員が職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(2) 評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会等に出席した場合には、実費の交通費相当額を、また宿泊を要する場合には宿泊費相当額を支払うことができる。

(3) 常勤役員の通勤交通費は、その通勤の実態に応じて職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(公表)

第7条 本センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 1 この規程は、公益財団法人国際緑化推進センターの設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成 27 年 6 月 11 日から施行する。

3 この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

4 この規程は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

5 この規程は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	11	400,000	21	700,000
2	130,000	12	430,000	22	730,000
3	160,000	13	460,000	23	760,000
4	190,000	14	490,000	24	790,000
5	220,000	15	520,000	25	820,000
6	250,000	16	550,000	26	850,000
7	280,000	17	580,000	27	880,000
8	310,000	18	610,000	28	910,000
9	340,000	19	640,000	29	940,000
10	370,000	20	670,000	30	970,000